

ゴミの野焼きは禁止されています!!



廃棄物を「野焼き（野外焼却）」することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で一部の例外（※）を除いて禁止されています（なお、廃棄物以外であっても「茨城県生活環境の保全等に関する条例」により、ゴム、硫黄、タールピッチ、皮革、合成樹脂・合成繊維、廃油の焼却は禁止されており、これら以外の物でも、燃焼に伴ってばい煙や悪臭を発生するものについては、屋外での多量燃焼行為が禁止されています）。

「野焼き」は、周囲にお住まいの方々に「悪臭がする」「洗濯物が汚れる」などの被害を及ぼすこともあるほか、ダイオキシン類の発生源となって、環境汚染の原因にもなります。

さらに、火災につながる危険もありますので、「野焼き」は絶対にやめましょう。

「野焼き」は犯罪です!!

廃棄物の処理基準に従わない焼却（簡易焼却炉・ドラム缶などでの焼却）、いわゆる「野焼き」などの野外等での不法な廃棄物の焼却については直接罰を伴う規定があり、違反した場合は、**5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金**に処せられることがあります。

（※）廃棄物の野焼きの例外は、政令（廃棄物処理法施行規則）により、次のとおり定められています。

- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
（例：河川管理者による河川管理を行うための伐採した草木等の焼却など）
- 2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
（例：凍霜害防止のための稲わらの焼却、災害時における木くず等の焼却など）
- 3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
（例：どんと焼き等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却など）
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
（例：農業者が行う稲わらの焼却など）※農業用ビニールは、野焼きしてはいけません。
- 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
（例：たき火、キャンプファイヤー等を行う際の木くず等の焼却など）

上記の例外規定に該当する場合でも、生活環境保全上の支障が生じている（苦情がある）場合などは、例外扱いできないこともありますので、ご注意願います。

不法投棄・野焼きを見かけたら『不法投棄 110 番』へ通報を!!

フリーダイヤル いつもみんなでむらなく み はれ

TEL 0120-536-380

（休日・夜間は、最寄りの警察署へ
通報してください）

【問い合わせ先】

生活環境部廃棄物対策課	水戸市笠原町978-6(県庁本庁舎14階)	029-301-3033
環境政策課県央環境保全室	水戸市笠原町978-6(県庁本庁舎1階)	029-301-3047
県北県民センター環境・保安課	常陸太田市山下町4119(常陸太田合同庁舎1階)	0294-80-3355
鹿行県民センター環境・保安課	鉾田市鉾田 1367-3(鉾田合同庁舎2階)	0291-33-6057
県南県民センター環境・保安課	土浦市真壁 5-17-26(土浦合同庁舎2階)	029-822-8364
県西県民センター環境・保安課	筑西市二木成 615(筑西合同庁舎2階)	0296-24-9127